

議案第73号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
F 第 5 号 線	649 11	10 80	さいたま市南区别所一丁目1367番1地先	さいたま市浦和区岸町七丁目1番1地先	
F 第 4 8 号 線	275 55	4 50 ~ 5 60	さいたま市浦和区岸町七丁目111番2地先	さいたま市浦和区高砂二丁目125番1地先	
F 第 4 9 号 線	191 90	5 80	さいたま市浦和区岸町七丁目116番1地先	さいたま市浦和区岸町七丁目130番1地先	
F 第 5 0 号 線	153 22	2 73 ~ 3 39	さいたま市浦和区岸町七丁目96番1地先	さいたま市浦和区岸町七丁目102番4地先	
F 第 5 1 号 線	156 50	5 46	さいたま市浦和区岸町七丁目97番2地先	さいたま市浦和区岸町七丁目89番2地先	
K 第 1 5 2 号 線	16 40	1 80	さいたま市南区大字大谷口字向原1729番7地先	さいたま市南区大字大谷口字向原1729番6地先	
第 4 8 2 号 線	407 44	3 83 ~ 5 16	さいたま市中央区新中里四丁目1172番2地先	さいたま市中央区新中里四丁目1311番1地先	
第 5 0 1 号 線	240 06	3 98 ~ 4 35	さいたま市中央区鈴谷九丁目246番10地先	さいたま市中央区鈴谷九丁目231番1地先	
第 5 0 3 号 線	419 82	3 96 ~ 4 10	さいたま市中央区鈴谷九丁目364番地先	さいたま市中央区鈴谷九丁目220番1地先	
3 2 4 4 8 号 線	31 90	2 00 ~ 3 03	さいたま市北区日進町三丁目419番1地先	さいたま市北区日進町三丁目420番1地先	